

滝川市住宅新築・改修促進事業概要（新築・建売）について

滝川市建設部建築住宅課

市内における子育て世帯や若者夫婦世帯の負担軽減による住宅取得を促進し、定住並びに地域経済の活性化を図るため、新築住宅の建築、建売住宅の購入をする方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建て等で令和7年4月1日以降工事請負契約又は売買契約を締結する住宅となり、令和7年3月31日以前に契約締結した住宅は対象外となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

●新築住宅・建売住宅について

1. 対象の要件について

- 新築住宅の場合は、市税を滞納していない市内に本社もしくは本店を有する建設業者が施工する住宅であること。
- 建売住宅の場合は、市税を滞納していない市内に本社もしくは本店を有する建設業者かつ宅地建物取引業者が販売する住宅であること。
- 居住の用に供する部分の床面積が70平方メートル以上であること。
- 工事請負契約又は売買契約の締結日が令和7年4月1日以後の住宅であること。
- 建売住宅の場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付の日が**令和6年4月1日以降**の住宅であること。
- 都市計画区域内に建設する住宅であること。
- 併用住宅である場合は、居住の用に供する部分の床面積が70㎡以上で、延べ床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有かつ使用すること。

2. 補助金の額について

- 住宅本体工事（購入）金額（消費税等除く）の5%とし、上限150万円（1万円未満切り捨て）。滝川市立地適正化計画における居住誘導区域内にある住宅の場合は一律50万円補助金を加算し、最大200万円となります。

※土地の取得費用は補助対象外です。

本補助金は国や北海道等の補助金と併用可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。

補助申請は**予算が満了次第終了**します。

また、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

3. 補助金の交付対象者について

- 新築住宅を建築し、又は建売住宅を購入する方で、以下の条件のいずれかに当てはまる方

- ・平成19（2007）年4月2日以降に出生した子（出産予定の子を含む。）を有する世帯
- ・申請時点において夫婦（法律上の婚姻関係にあること）であり、いずれかが昭和60（1985）年4月2日以降に生まれた世帯

※補助申請者が事業完了後に自ら居住すること、当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。また、転売は認めません。

4. 補助金の対象となる用途について

- 一戸建ての住宅
- 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（ただし、住戸部分のみ補助対象とします。）
- 二世帯住宅（住宅内で行き来ができること。親世帯等の部分についても対象とする。）
- 長屋（2戸で構成する住宅であり、本人以外が居住する住戸部分が2親等以内の方が居住するものに限る。）
- ×共同住宅

5. 申請時期について

補助申請期間については、新築・建売住宅毎に以下のとおりです。

【新築住宅】：令和7年5月7日（水）から令和7年11月28日（金）まで

【建売住宅】：令和7年5月7日（水）から令和8年2月13日（金）まで

完了実績報告の提出については、令和8年3月13日（金）までの提出期限となります。

なお、令和7年4月1日～令和7年5月7日までの間に工事請負（売買）契約を締結している場合は遡及適用とし、新築住宅の補助金申請前の工事着手と売買契約締結から30日を超える建売住宅の購入を申請の対象とします。

ただし、このケースの場合は令和7年6月6日（金）までを申請期限としますので、お間違いないようお願いいたします。

6. 事業の期間について

事業期間については、令和7年4月から令和8年3月までの1年間です。

7. 補助金申請の流れについて

①注文してから請負契約する新築住宅の場合

②建売住宅として竣工しているものを購入する場合

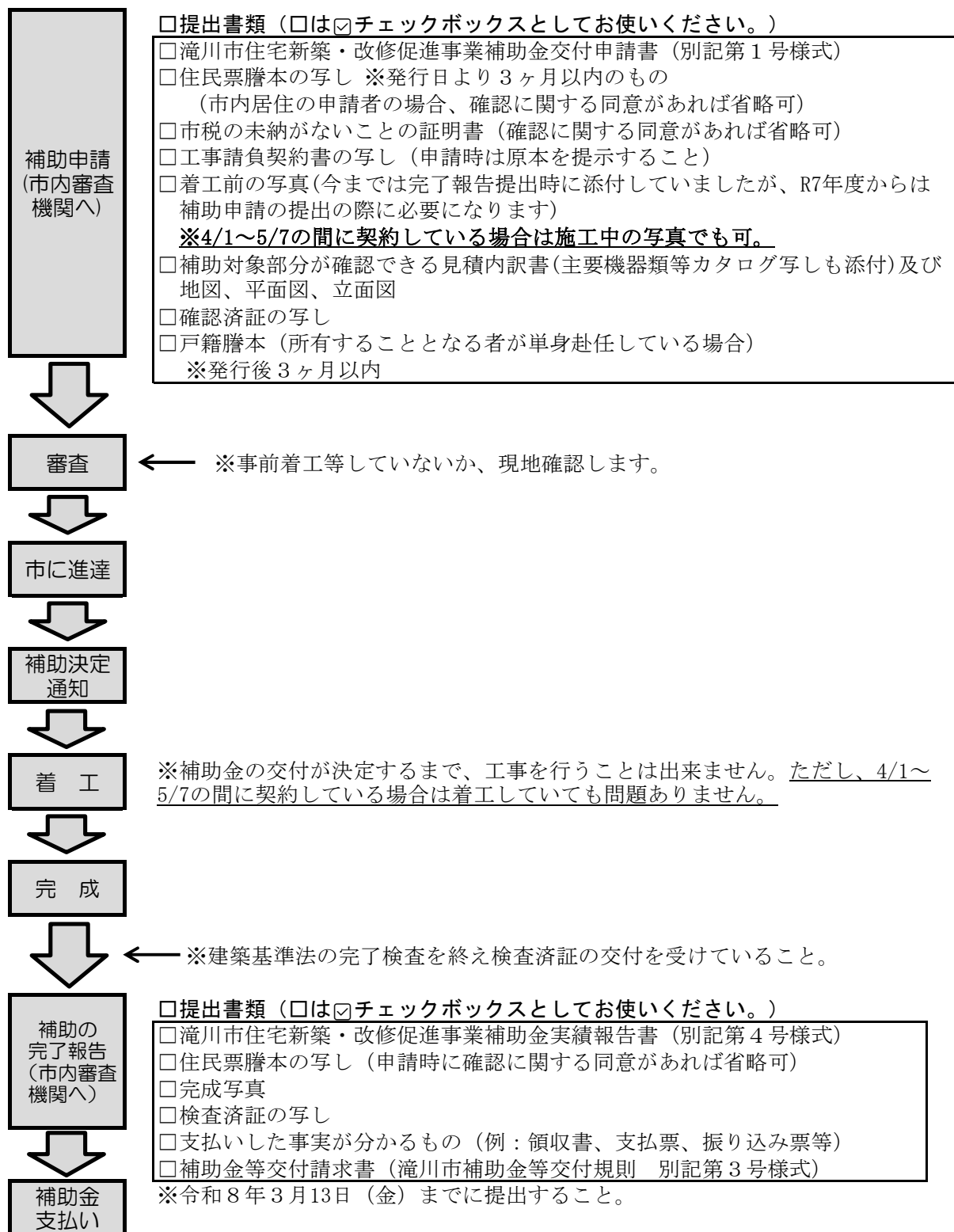
③建売住宅であって工事中に売買契約を締結した場合

以上の①～③についてそれぞれ流れが違いますので、次ページ以降をご確認ください。申請の際は不足書類があれば受付することが出来ませんのでご留意願います。

- ・ **変更については、増額の変更は受け付けすることができません。減額のみ受付となります。**
- ・ **補助金の予約等は出来ません。**

①. 注文してから請負契約する新築住宅の場合

確認済証の交付後に補助申請となります。



②. 建売住宅として竣工しているものを購入する場合

売買契約締結後に補助申請となります。

着工～完了

※建築基準法の完了検査を終え令和6年4月1日以降に検査済証の交付を受けていること。

補助申請
(市内審査
機関へ)

□提出書類(□は☑チェックボックスとしてお使いください。)

□滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)

※申請書中、「補助事業の着手及び完了の予定年月日」欄は売買契約締結日を始期とし、住宅引き渡し完了の日を完了日として記載すること。

□住民票謄本の写し ※発行日より3ヶ月以内のもの

(市内居住の申請者の場合、確認に関する同意があれば省略可)

□市税の未納がないことの証明書(確認に関する同意があれば省略可)

□売買契約書の写し(申請時は原本を提示すること)

※補助金の申請は、契約締結の日より30日以内に申請すること。ただし、4/1～5/7の間に契約している場合は30日を超えても問題ない。

□補助対象部分が確認できる見積内訳書(主要機器類等カタログ写しも添付)及び地図、平面図、立面図

□検査済証の写し

□戸籍謄本(所有者又は所有することとなる者が単身赴任している場合)

※発行後3ヶ月以内

審査

市に進達

補助決定
通知

補助の
完了報告
(市内審査
機関へ)

□提出書類(□は☑チェックボックスとしてお使いください。)

□滝川市住宅新築・改修促進事業補助金実績報告書(別記第4号様式)

□住民票謄本の写し(申請時に確認に関する同意があれば省略可)

□完成後の状況写真

□支払いした事実が分かるもの(例:領収書、支払票、振り込み票等)

□補助金等交付請求書(滝川市補助金等交付規則 別記第3号様式)

※令和8年3月13日(金)までに提出すること。

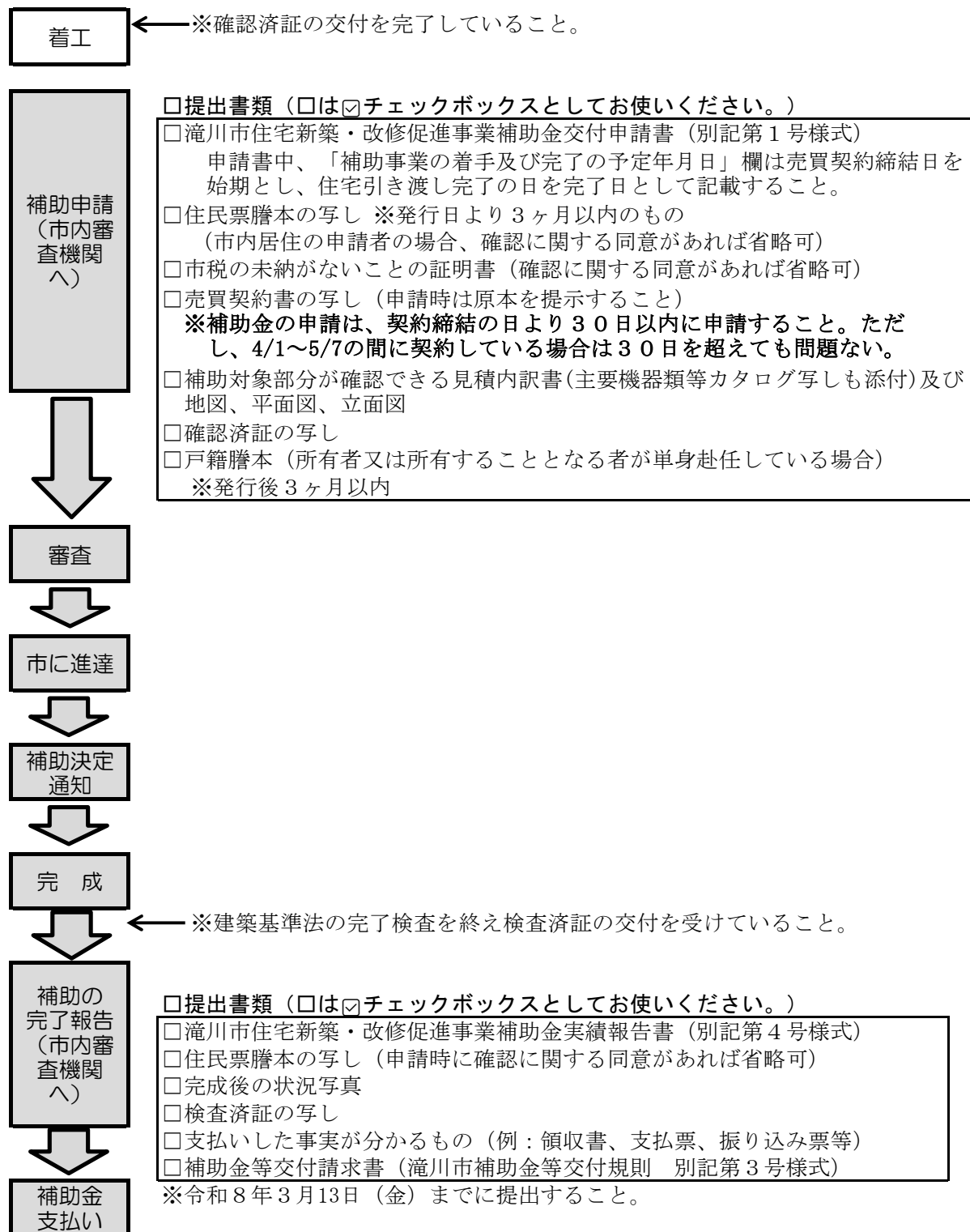
現地確認

補助金
支払い

③. 建売住宅であって工事中に売買契約を締結した場合

売買契約締結後に補助申請となります。

住宅が竣工してから申請では、予算満了までに間に合わないことが懸念されるため、建築途中でも申請出来ることとしています。



■申請及び相談窓口

一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会 (流通団地3丁目6-23) TEL 24-1880 (代表)